

# 幸田町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年12月21日

幸田町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本町は、町の中心部の平野部に市街化が広がっており、水田地帯も広田川流域を中心に広がっている。また、平野部を囲むように中山間地が形成されており、果樹等を中心に栽培されている。

本町は、それぞれの地域によって、農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取組を推進し、その対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、町特産である筆柿、桃、梨等を中心とした果樹栽培の地域が多く、耕作者の高齢化が進み、後継者がいない農家も存在するため、遊休農地の発生が懸念されていることから、発生防止・解消に努めていく。

一方、平野部では稲作を主とする土地利用型農業を中心に行われており、担い手への農地利用の集積・集約化を更に図るため、農地利用円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、農地等の利用の最適化に取り組んでいくことが求められている。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、耕作者の協力を得ながら担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それを考慮するとともに、町の計画や地域の実情に即したものとし、農業委員及び推進委員の任期に合わせ、概ね3年ごとに検証・見直しを行なう。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成30年4月)	1,110.0ha	8.5ha	0.76%
3年後の目標 (平成33年4月)	1,080.0ha	7.6ha	0.70%
目 標 (平成35年4月)	1,060.0ha	7.0ha	0.66%

注1: 「管内の農地面積 (A)」について

「現状」は、耕地及び作付面積統計調査における耕地面積。「〇年度の目標」については、過去10年間の平均で1年当たり6haが減少しており、近年は毎年10ha減少しているため、毎年10ha程度が減少すると予測。

注2: 現状の遊休農地の発生状況と現状を考慮し目標値を定める。「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、長期の遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

・農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)を実施する。1年の内で集中して行う期間と担当区域を定め、農業委員と推進委員はそれぞれの区域について、協議検討を行い、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

・従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施する。

・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

・利用状況調査とその結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

## ② 農地中間管理機構との連携について

・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続き、相談を行う。

・県農業改良普及課、幸田町、あいち三河農業協同組合、農地中間管理機構など関係機関と連携し、解消に向けて意欲的に取り組む農業者を掘り起し、耕作放棄地の再生・利用促進等を図る。

## ③ 非農地判断について

・利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 30 年 4 月)	1,110.0ha	511.0ha	46.03%
3 年 後 の 目 標 (平成 33 年 4 月)	1,080.0ha	522.8ha	48.41%
目 標 (平成 35 年 4 月)	1,060.0ha	530.0ha	50.00%

注1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標では80%を目標としており県の基本方針でも80%を目標としているが、町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」中の、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標として60%以上としているため、長期的には目標を60%とする。直近の集積率の上昇値を参考に、その他条件を加味し目標値を設定。

注2：「管内の農地面積(A)」の考え方については、1(1)と同じ。

注3：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

## (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ① 農地の利用調整と利用権設定について

・町内の農地利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の継続を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

### ② 農地中間管理機構との連携について

・農業委員会は、幸田町、あいち三河農業協同組合、愛知県農地中間管理機構など関係機関と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてのリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成と見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

なお、農地中間管理事業の借り受け基準に合致しない農地については、あいち三河農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業等、他の方法による利活用を検討する。

### ③ 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

・農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題の解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

### ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

・農地法上の遊休農地措置における所有者不明の農地の対応は、まず現状の把握を行うものとする。特に一団の農地利用に支障のある所有者不明遊休農地についてはリスト化する。所有者不明土地に対する法改正の動向を注視し、必要があれば農地法による公示手続等一連の制度を活用し、農地の有効活用に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人）	新規参入者（法人）
現 状 （平成 30 年 4 月）	0 経営体	0 団体
3 年 後 の 目 標 （平成 33 年 4 月）	4 経営体	1 団体
目 標 （平成 35 年 4 月）	6 経営体	2 団体

注 1：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、町産業振興課と協議するとともに、農業協同組合等関係団体と連携し目標を設定する。（幸田町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における新規就農者の目標を踏まえ年 2 人の新規参入を目指す。）

注 2：ここでいう新規参入者（個人）とは、認定新規就農者をいう。

注 3：ここでいう新規参入者（法人）には、農地所有適格法人の要件を満たし農地を取得する者及び解除条件付利用権設定により農地を貸借する者含む。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

・県農業改良普及課、幸田町、あいち三河農協、農地中間管理機構など関係機関と連携し、町内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ② 農業委員会のフォローアップに活動について

・農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、将来の担い手として育成の役割を担う。参入後は、新規参入者が定着できるよう継続的な支援を行う。